（私立学校法施行規則の特例）

第七条　学園に関する私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）第二十四条、第二十九条第二項第一号、第三十条第一項及び第二項、第三十四条第一項第二号イ及び口並びに第五十二条の規定の適用については、同令第二十四条中「限る。）」とあるのは「限る。）及び放送大学学園に関する省令第五条第三項各号に掲げる書類」と、同令第二十九条第二項第一号中「附属明細書」とあるのは「附属明細書並びに放送大学学園に関する省令第五条第三項各号に掲げる書類」と、同令第三十条第一項中「計算関係書類（各会計年度に係るものに限る。以下この節において同じ。）」とあるのは「計算書類及びその附属明細書（各会計年度に係るものに限る。）」と、同条第二項中「計算関係書類に表示された」とあるのは「計算関係書類（各会計年度に係るものに限る。以下この節において同じ。）に表示された」と、同令第三十四条第一項第二号イ及びロ中「一般に公正妥当と認められる学校法人会計」とあるのは「放送大学学園に関する省令第一条第三項に規定する学園会計基準その他一般に公正妥当と認められる会計」と、第五十二条中「令第三条第一項第一号及び令第四条第一項第一号」とあるのは「令第四条第一項第一号」と、「学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第十六条第二号イに掲げる事業活動収支計算書の項事業活動収入計欄に計上した額（同項中収益事業収入欄及び特別収入計欄に計上した額がある場合は、これらの額を控除した額）と学校法人会計基準第三条第一項に規定する収益事業会計に経常的な収益の額として計上した額」とあるのは「放送大学学園に関する省令第一条第三項に規定する学園会計基準に基づき損益計算書に計上された経常収益の額」とする。

附　則

（成立の際の会計処理の特例）

第二条　学園の成立の際放送大学学園法附則第三条第六項の規定により学園に拠出されたものとされる財産のうち償却資産については、第二条第一項の指定があったものとみなす。

［条を削る。］

［条を加える。］

附　則

（成立の際の会計処理の特例）

第二条　学園の成立の際法附則第三条第六項の規定により学園に拠出されたものとされる財産のうち償却資産については、第二条第一項の指定があったものとみなす。

（学生数等減少準備引当金の上限の特例）

第三条　学園の平成十五会計年度末における引当金は、第三条第二項の規定にかかわらず、法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園における平成十四事業年度の決算の経常費用を十二で除した額（百万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を上限とする。

2　学園の平成十六会計年度末における引当金は、第三条第二項の規定にかかわらず、法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園における平成十五事業年度の決算の経常費用に学園の平成十五会計年度の決算の経常費用を加え十二で除した額（百万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を上限とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の放送大学学園に関する省令第六条の規定は、令和七年度以降の会計年度に係る財産目録の作成について適用する。